別記様式

入札及び契約状況表

番号	1	工事~~（委託業務）~~名	暑寒別天売焼尻国定公園暑寒沢雨竜線歩道改修工事	場所	雨竜郡雨竜町338番地2	種別	森林土木

入札方法	（~~条件付~~・[✓ 制限付]・~~地域限定型~~）一般競争入札・（~~公募型・簡易公募型・工事希望型・通常）指名競争入札・随意契約~~

入札公告・指名通知日	令和８年（2026年）４月６日	入札執行日時	令和８年（2026年）４月27日14時00分

予定価格	入札書比較価格	最低制限価格	低入札調査基準価格
72,325,000円	65,750,000円	65,890,000円	円

入札参加資格者名 （入札業者名）	入札金額（単位：円）			摘要
	第1回	第2回	第3回	
平井・Mz原田　経常共同企業体	65,500,000			落札・落札率 99.6%

指名したものの商号又は名称（契約の相手方の商号又は名称及び住所）を公表した日	令和　　年　　月　　日

資格審査不適格業者（非指名業者）名	理由

契約者名	平井・Mz原田　経常共同企業体	住所	北海道上川郡当麻町3条西3丁目11番41号
契約金額	72,050,000円	期間	令和8年(2026年)5月1日　～　令和8年(2026年)10月30日
概要			

一般競争入札参加資格要件

【入札の公告】

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、経常建設共同企業体の要件は(2)とする。

(1) 単体企業の要件

ア　発注工事に対応する令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち森林土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ　入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ　北海道における森林土木工事の競争入札参加資格がB等級に格付されている　こと。

オ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ　建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。

キ　空知総合振興局、石狩振興局、上川総合振興局又は留萌振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者で、空知総合振興局、石狩振興局、上川総合振興局又は留萌振興局管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

ク　過去15年間（平成22年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

ケ　次の要件を満たす者を監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）として工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項第１号の規定の適用を受ける監理技術者等又は同項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合若しくは同法第26条の5第１項の規定の適用を受ける監理技術者等（以下「営業所特例の場合の監理技術者等」という。）配置を行う場合は、専任を要しない。

なお、工事１件の請負代金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は要しないものとする。

コ　上記ケただし書きにおける専任特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の(ｱ)又は(ｲ)の要件及び(ｳ)～(ｴ)の要件を満たしていること。

(ｱ)　建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。

a　本工事及び他の工事それぞれの請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

b　本工事現場と他の工事現場との間（以下、「工事現場間」という。）の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の片道の移動時間がおおむね2時間以内であること。

c　入札参加者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

d　本工事に配置する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。

なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。

e　本工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。

なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものであること。

f　次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。

(a)　建設業者の名称及び所在地

(b)　監理技術者等の氏名

(c)　監理技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

(d)　本工事に係る次の事項

ⅰ　工事の名称及び工事現場の所在地

ⅱ　工事の内容（建設業法別表1上段の建設工事の種類）

ⅲ　工事の請負代金の額

ⅳ　工事現場間の移動時間

ⅴ　下請次数

ⅵ　連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

ⅶ　施工体制を把握するための情報通信技術

ⅷ　現場状況を把握するための情報通信機器

g 監理技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。

h 監理技術者を設置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。

(ｲ)　建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。

a　建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。

b　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

c　監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

d　監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

e　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

f　監理技術者が兼務できる工事は空知総合振興局管内の工事でなければならない。

(ｳ)　同一の専任特例の場合の監理技術者等を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

(ｴ) 専任特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

サ　上記ケただし書きにおける営業所特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の(ｱ)～(ｳ)の要件のいずれかを満たしていること。

(ｱ)　監理技術者等を専任で配置する必要がある工事は、以下の全てを満たすこと。

a　特定営業所技術者若しくは営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。

b　兼務する工事の数は、1を超えないこと。

c　本工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

d　営業所から本工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ本工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、本工事現場と営業所との間の片道の移動時間がおおむね2時間以内であること。

e　入札参加者が注文者となる下請契約から数えて、下請次数が3を超えないこと。

f　本工事に配置される営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。

なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。

g　本工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。なお情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。

h　次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、本工事現場に備え置くこと。

(a)　建設業者の名称及び所在地

(b)　営業所技術者等の氏名及びこれらの者の置かれている営業所の名称

(c)　営業所技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績

(d)　本工事に係る次の事項

ⅰ　工事の名称並びに契約を締結した営業所及び工事現場の所在地

ⅱ　工事の内容

ⅲ　工事の請負代金の額

ⅳ　営業所から本工事現場への移動時間

ⅴ　下請次数

ⅵ　連絡員の氏名、所属会社及び工事に関する実務の経験の内容

ⅶ　施工体制を把握するための情報通信技術

ⅷ　現場状況を把握するための情報通信機器

i　営業所技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。

j　営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

k　営業所特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

l　監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。

(ｲ)　監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成15年4月21日付国総建第18号）は、以下の全てを満たすこと。

a　営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。

b　工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

c　営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

d　営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ｳ)　監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（上記(ｲ)の場合以外）は、上記(ｱ)の要件を全て満たすこと。

シ　専任特例の場合の監理技術者等を活用する場合は営業所特例の場合の監理技術者等を活用できず、営業所特例の場合の監理技術者等を活用する場合にあっても、上記コ(ｱ)～(ｳ)の併用はできない。

ス　現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

セ　本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

ソ　入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、セ及びソにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ｱ)　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a　親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ｲ)　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a　一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b　一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ｳ)　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ｱ)又は(ｲ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 経常建設共同企業体の要件

ア　共同企業体は、北海道における森林土木工事の競争入札参加資格がA等級に格付されており、かつ、(1)のイ及びスの要件を満たしていること。

イ　構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ　構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ　構成員は、(1)のアからウまで、オからシまで、セ及びソの要件をすべて満たしていること。また、(1)のキ及びクの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていることとし、(1)のケ、コ及びサの要件については、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。

カ　構成員の組合せは、北海道における森林土木工事の競争入札参加資格の格付がB等級以上に属する者で同一等級若しくは直近等級との組合せであること。

キ　本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

【入札の公告別記説明】

「2　入札に参加する者に必要な資格」の説明

2の(1)のア

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た土木工事業です。

2の(1)のク

本工事と同種で、かつ、概ね同規模と認められる工事は、次の要件を満たす工事です。

国（独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。）及び特別法の規定により設立された事業団を含む。以下同じ。）及び地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び地方住宅供給公社を含む。以下同じ。）が発注した、請負金額1,250万円以上の森林土木工事です。

なお、類似工事施工実績調書には、工事実績証明書又は、契約書の写し、工事受渡書等施工実績を証明出来る書類の写し、工事概要が分かる図書等の写しを添付してください。

2の(1)のケ及びコ

a　国家資格を有する主任技術者とは、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）、1級建設機械施工技士又は技術士（建設部門、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者です。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第7条第2号の規定に該当する者です。ただし、共同企業体の場合、代表者以外の構成員については、2級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）又は2級建設機械施工技士を主任技術者とすることができます。

b　監理技術者は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、林業部門（森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）及び水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者であり、かつ、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者です。

c　監理技術者補佐は、bの要件を満たす者又は1級土木施工管理技士補以上若しくは1級建設機械施工技士補以上の資格を有する者であり、監理技術者の職務を補佐する者です。

2の(1)のセ

本工事に係る設計業務等の受託者は、株式会社富士雄設計コンサルタントです。

3の(1)のカ

その他支出負担行為担当者が必要と認めた書類は、次のとおりです。

①　建設業許可通知書
②　建設業許可申請書別表又は建設業許可申請書及び同申請書様式第一号、別　紙二(2)、別紙四
③　資格決定通知書
④　経営規模等評価結果通知書・総合判定値通知書
⑤　返信用簡易書留封筒（切手貼付）

落札金額は、上記入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となります。